

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 39 回本部員会議

次 第

日時 令和 3 年 8 月 26 日（木）

16 時 00 分から

場所 県庁 12 階 特別会議室

1 開会

2 議題

- （１）新型コロナウイルス感染症に係る発生状況等について
- （２）新型コロナウイルス緊急事態宣言の区域変更等について
- （３）岩手緊急事態宣言について
- （４）その他

3 閉会

<感染状況について>

- ・ 感染拡大の歯止めがかからず、全国の新規感染者数は、報告日別では、1か月近く過去最大の水準を更新し続けており、直近の1週間では10万人あたり約128となっている。首都圏に比べその他の地域、特に中部圏の今週先週比が高く、全国的にほぼ全ての地域でこれまでに経験したことのない感染拡大が継続している。
- ・ 感染者数の急速な増加に伴い、重症者数も急激に増加し、過去最大の規模となり、死亡者数も増加傾向となっている。また、療養者数の増加に伴い、入院等調整中の者の数も急速に増加している。公衆衛生体制・医療提供体制が首都圏だけではなく他の地域でも非常に厳しくなっており、災害時の状況に近い局面が継続している。

実効再生産数：全国的には、直近（8/8時点）で1.10と1を上回る水準が続いており、首都圏では1.04、関西圏では1.13となっている。

<感染状況の分析【地域の動向等】> ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値。

首都圏 (1都3県)	東京では、新規感染者数の増加スピードはやや鈍化しているが、なお増加傾向は継続しており、新規感染者数は約234で過去最大規模の感染拡大が継続している。20-40代が中心だが、高齢者や20代未満の感染者数も増加傾向。入院者数は20-50代を中心に増加が継続。60代以上でも増加が継続。人工呼吸器又は人工心肺を使用している重症者数では、40-60代を中心に高止まり。入院者数と重症者数は共に過去最高の水準で、夜間をはじめ新規の入院受け入れ・調整が困難な事例が生じている。自宅療養や入院調整中の者も急激な増加が継続し、過去最高の水準を更新し続けている。さらに、救急医療や集中治療室等の受け入れなど一般医療の制限も生じている。埼玉、千葉、神奈川では、新規感染者数は、それぞれ、約159、168、185。東京同様、増加スピードはやや鈍化しているが、過去最大規模の感染拡大が継続している。いずれも20-50代が中心だが、10代以下の感染者数も増加傾向。病床、重症病床の使用率が急速に上昇している。特に、神奈川では、ともに8割を超える厳しい状況が続いている。東京、千葉の夜間滞留人口は、お盆明けから増加に転じている。一方、埼玉、神奈川の夜間滞留人口は低い水準で横ばい。首都圏の今後の感染者数の推移に注視が必要。
沖縄	新規感染者数の増加スピードはやや鈍化しているが、なお増加傾向は継続しており、新規感染者数は約314と全国で最も高く、過去に例のない水準が継続しているが、上げ止まり傾向も見られる。20-30代が中心。病床使用率及び重症病床使用率は9割に届く勢いであり、厳しい状況が続く、入院調整中の者も増加している。夜間滞留人口はお盆明けから減少に転じており、新規感染者数の減少につながるか注視が必要。
関西圏	大阪では、新規感染者数は今週先週比が1.44で急速な増加が続く、約182。20-30代が中心。入院者数は増加が続く、重症者数も増加。夜間滞留人口はお盆明けで下げ止まり、感染の拡大は継続する可能性。重点措置から緊急事態措置に移行した京都、兵庫では、新規感染者数の増加傾向が続く、それぞれ、約132、124。いずれも、入院者数が急速に増加。重症病床使用率が急速に上昇し、厳しい状況となっている。滋賀では、新規感染者数の急速な増加が続いており、約102。夜間滞留人口は、滋賀では減少継続、京都では緩やかに減少。兵庫では下げ止まり。減少している地域で新規感染者数の減少につながるか注視が必要。 その他、奈良でも新規感染者数が急速な増加傾向が続く、約96。和歌山でも新規感染者数が増加に転じており、約60。

直近の感染状況の評価等

北海道	新規感染者数は今週先週比が1.26で増加が続き、約69（札幌市約103）。重症病床使用率は2割を切る水準が継続。夜間滞留人口の減少は見られるが、依然高い水準であり、感染の拡大が継続する可能性。
北関東	重点措置から緊急事態措置に移行した茨城、栃木、群馬では、新規感染者数は、増加傾向が続き、それぞれ約78、78、102。いずれも、入院者数、重症者数が増加傾向で、病床使用率は厳しい状況となっている。夜間滞留人口は、いずれも低い水準を維持。新規感染者の減少につながるか注視が必要。
中京・東海	愛知では、新規感染者数は、今週先週比が1.94で急速な増加が続き、約121。静岡でも、新規感染者数は、今週先週比が1.60で急速な増加が続き、約106。いずれも、入院者数、重症者数の増加が継続。夜間滞留人口は愛知では、お盆明けから再び増加、静岡では下げ止まりつつあり、感染拡大の継続の可能性が懸念。新たに重点措置地域とされた岐阜、三重でも新規感染者数の急速な増加がみられ、それぞれ、約108、137。いずれも、今週先週比が2を超える水準となっている。
九州	重点措置から緊急事態措置に移行した福岡では、新規感染者数は、今週先週比が1.33で増加が続き、約148。入院者数は増加が継続し、厳しい状況となっている。重症病床使用率は2割を切る水準。夜間滞留人口はお盆明けから増加に転じており、感染拡大が継続する可能性。熊本では、新規感染者数の増加傾向が続き、約97。新たに重点措置とされた鹿児島では、今週先週比が1.27で増加傾向が続き、約89。病床使用率が7割を超える厳しい状況となっている。その他の各県でも急速な新規感染者数の増加が見られており、佐賀、長崎、大分、宮崎では、それぞれ、約108、44、115、78と25を超えており、特に、大分、宮崎では、今週先週比が1.5を超える水準となっている。
その他重点措置対象地域	福島、石川では、新規感染者数は、上げ止まりの動きが見られ、それぞれ、約38、45。夜間滞留人口は低い水準で推移、新規感染者の減少につながるか注視が必要。 宮城、富山、山梨、岡山、広島、香川、愛媛でも、新規感染者数の増加傾向が続いており、それぞれ、約69、73、74、88、83、64、40。特に、富山、広島では、今週先週比が1.5を超える水準で急速に増加している。宮城、山梨では病床使用率が8割を超え、香川では7割を超える厳しい状況となっている。
上記以外	その他の地域でも多くの地域で急速な新規感染者数の増加が見られており、特に、青森、山形、新潟、福井、長野、山口、徳島、高知では、それぞれ約37、31、34、30、43、44、44、75と25を越え、急速な感染拡大となっている。

* 首都圏や沖縄県などにおける新規感染者数について、感染者数の急増や検査陽性率が上昇している状況下では、実際の感染者数が過小に評価されているとの指摘もあるため、トレンドの分析には注意が必要である。

＜変異株に関する分析＞

- ・ B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）は、スクリーニング検査での陽性率（機械的な試算、8/2-8/8）が約85%。直近では各地で9割を超える状況と推計されており、一部の地域を除き、B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）からほぼ置き換わったと考えられる。

＜今後の見通しと必要な対策＞

- ・ 緊急事態措置や重点措置の継続や拡大にも関わらず、お盆明けには滞留人口の増加の動きも見られ、デルタ株への置き換わりが進み、感染者数がこれまでにない規模で全国的に増加しているが、今後お盆やお盆明けの社会活動の増加の影響もあり、更に感染者数が増加してくる可能性もある。こうした中で、重症者数も過去最大規模となり、死亡者数も増加傾向となっているが、高齢の感染者や高齢者施設のクラスターも増加しており、今後さらに死亡者が大きく増加することが懸念される。これまでにない災害レベルの状況にあるとの認識での対応が必要。また、20才未満の感染者が増加している。今後夏休み明けで学校が再開するが、感染が拡大しないよう対策が必要。ただし、小中高大学などの教育機関によって影響や対応法も異なることに注意が必要。
- ・ 中等症や重症患者の入院調整対応が困難となり、手術など一般医療の制限や救急での搬送が困難な事例も生じており、今後、コロナ対応の更なる強化に伴い、更なる制限も予想される。一刻も早く、現下の感染拡大を速やかに抑えたとともに、医療体制の強化、保健所業務の重点化や支援の強化などが必要である。
- ・ 感染力が高いデルタ株はこれまでとは違うレベルのウイルスであるという危機感を行政と市民が共有し、今一層の取組が必要。国や自治体においては、これまでの対策のより一層の強化やきめ細やかな呼びかけを行う。

★命を守るために必要な行動を

普段会わない人と会う機会が感染リスクを高めることが示されており、そのような感染の機会をできるだけ減らすことが必要。既にワクチンを接種した方も含め、市民は、自分や家族を守るためにも、外出はなるべく避けて（最低でもこれまでの半分以上の頻度に）、家庭で過ごしていただくことが必要。外出せざるを得ない場合も遠出をさけ、混雑した場所や時間など感染リスクが高い場面を避けること。引き続き、ワクチン接種を積極的に進めるとともに、少しでも体調が悪ければ検査・受診を行うこと。

★学校などでの感染対策の徹底を

デルタ株の流行以降、10代以下の感染者数は増加傾向にある。保育所などの福祉施設や小中高大学などの教育機関においては、国立感染症研究所実地疫学センターから示された対策に関する提案を参考にした感染対策の強化が求められる。

★基本的な感染対策の徹底を

基本的感染防止策のほか、業種別ガイドラインの再徹底、職場での感染防止策の強化、会議の原則オンライン化とテレワーク推進（特に基礎疾患を有する方や妊婦など）、有症状者は出社させず休ませることなどを徹底すべき。

★最大限に効率的な医療資源の活用を

都道府県が主体となって地域の医療資源を最大限活用して、新たに特例承認された中和抗体薬の活用や、重症化に迅速に対応できる体制を早急に整備することにより、必要な医療を確保することが求められる。さらに、全国的に厳しい感染状況が少なくとも当面は続くという前提で、改正された感染症法第16条の2の活用や臨時の医療施設などの整備を含め、早急に対策を進める必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係る発生状況等について

1 岩手県の患者の発生状況及び検査状況

(1) 岩手県における患者の発生状況

8月26日 12時時点【入退院等の状況】

累計 患者数	内訳					
	入院数	うち 重症者	宿泊 療養中	退院・ 療養解除	死亡者	入院等 調整中
2,810人 (+30)	207人 (0)	2人 (0)	126人 (+2)	2,422人 (+35)	48人 (0)	7人 (▲7)

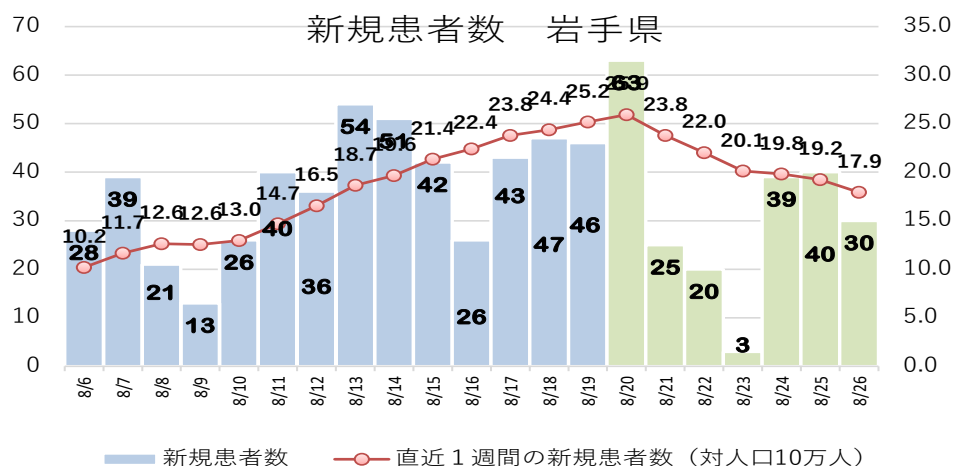
() は前日からの増減数

医療圏別	患者数
盛岡	1,474人
中部	459人
胆江	289人
両磐	173人
気仙	75人
釜石	49人
宮古	189人
久慈	56人
二戸	46人
合計	2,810人

年代別	患者数
10歳未満	177人
10代	257人
20代	536人
30代	428人
40代	447人
50代	372人
60代	242人
70代	172人
80代	122人
90歳以上	57人
合計	2,810人

(2) 岩手県における新規患者数推移：

(単位：人)



(3) 岩手県における行政検査件数

(単位：件)

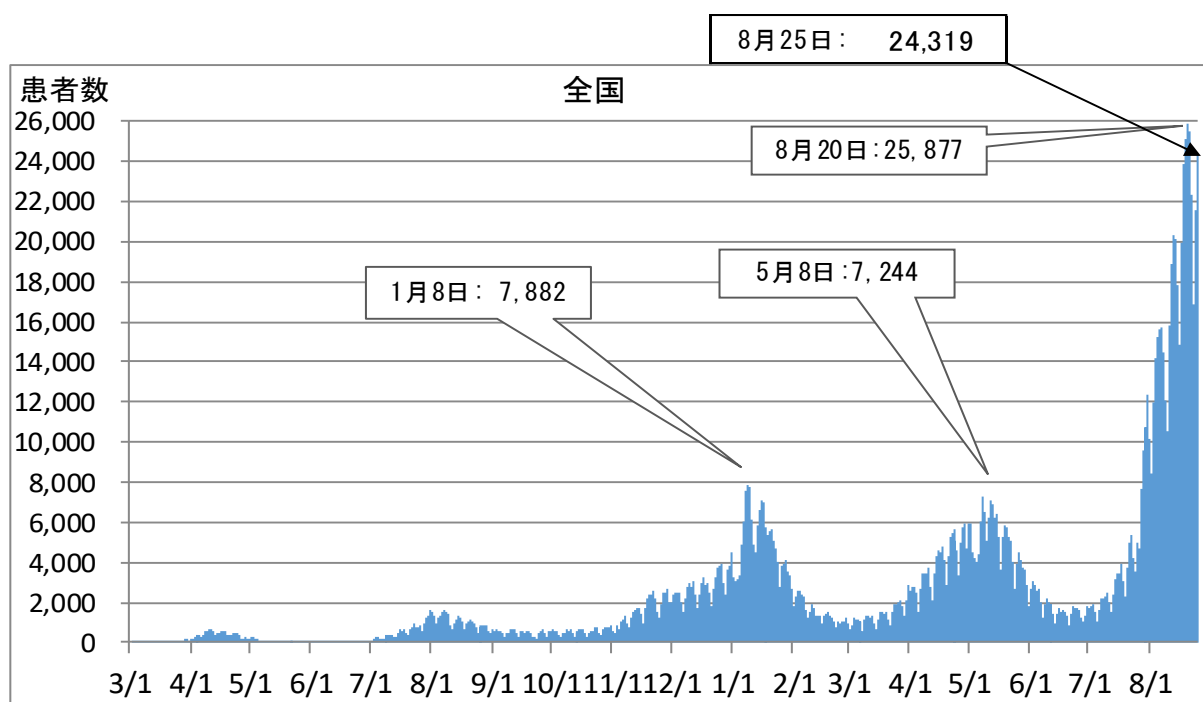
検査結果判明日	8/19 (木)	8/20 (金)	8/21 (土)	8/22 (日)	8/23 (月)	8/24 (火)	8/25 (水)	累計※
PCR検査（環保研）	23	66	31	4	5	39	51	27,760
PCR検査（民間）	274	273	180	94	250	372	494	51,356
抗原検査	144	132	100	34	159	253	202	25,737
合 計	441	471	311	132	414	664	747	104,853
ウイルス検出数	63	25	20	3	39	40	30	2,810

※累計：令和2年2月13日からの累計

2 患者数の推移

(1) 全国の新規患者数推移：

(単位：人)

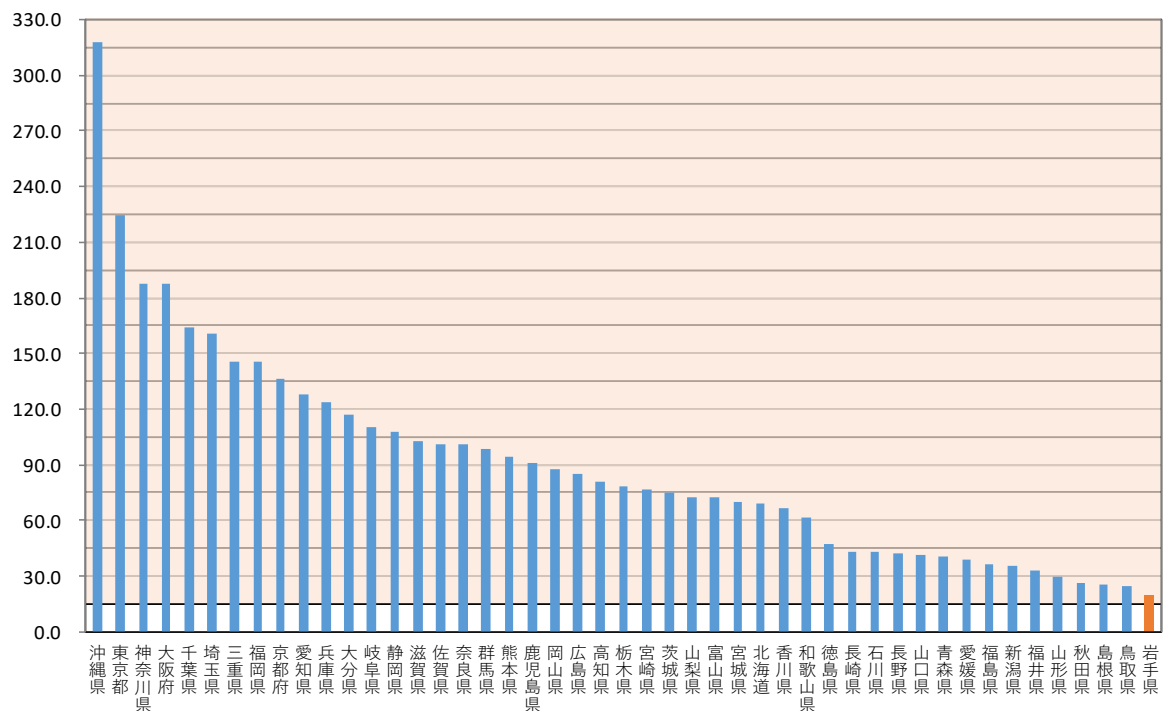


(2) 東北地方の新規患者数推移：

(単位：人)

県名	7月22日 ～ 7月28日	7月29日 ～ 8月4日	8月5日 ～ 8月11日	8月12日 ～ 8月18日	8月19日 ～ 8月25日	累計
青森県	34	131	219	319	507	3,812
岩手県	76	115	180	299	236	2,780
宮城県	147	374	719	1,304	1,611	13,771
秋田県	17	37	79	134	249	1,500
山形県	14	120	215	224	317	2,982
福島県	277	611	614	840	671	8,240

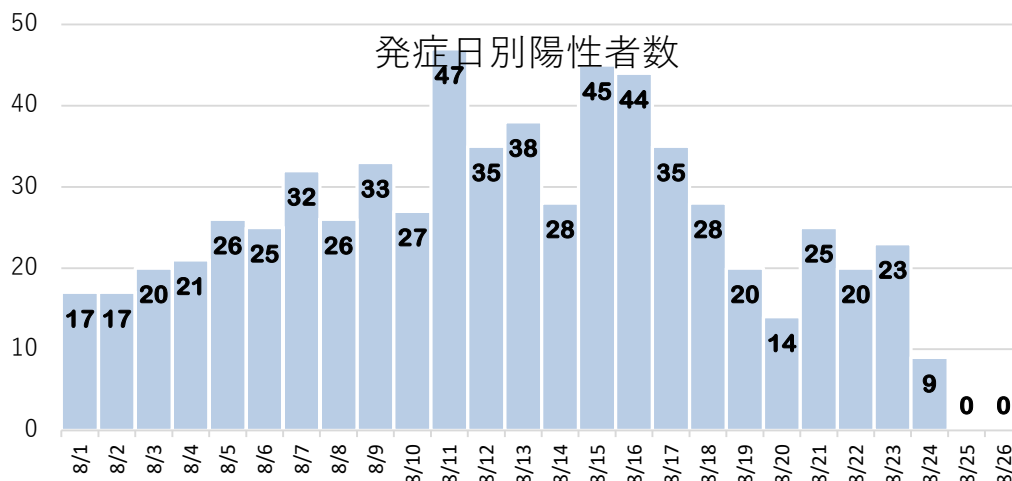
(3) 直近1週間の新規患者数(対人口10万人): 8月19日~8月25日



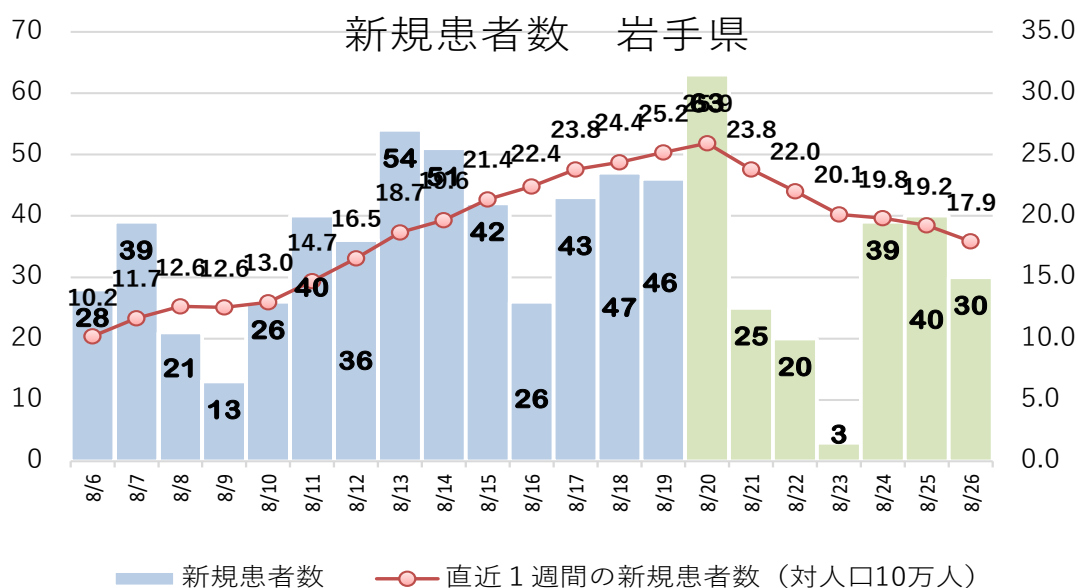
都道府県	10万人あたり患者数	佐賀県	101.3	和歌山県	61.6
沖縄県	317.5	奈良県	100.6	徳島県	46.8
東京都	224.8	群馬県	98.7	長崎県	42.8
神奈川県	187.8	熊本県	94.5	石川県	42.6
大阪府	187.8	鹿児島県	91.3	長野県	42.0
千葉県	164.3	岡山県	87.5	山口県	41.2
埼玉県	160.9	広島県	85.0	青森県	40.7
三重県	145.9	高知県	81.2	愛媛県	39.0
福岡県	145.2	栃木県	78.5	福島県	36.3
京都府	136.7	宮崎県	77.0	新潟県	35.5
愛知県	128.1	茨城県	75.2	福井県	33.1
兵庫県	123.6	山梨県	72.7	山形県	29.4
大分県	117.2	富山県	72.7	秋田県	25.8
岐阜県	110.5	宮城県	69.9	島根県	25.7
静岡県	107.4	北海道	69.0	鳥取県	24.5
滋賀県	102.6	香川県	66.9	岩手県	19.2

3 安定した状況からの立ち上がりを示す指標（岩手県）

（1）発症日別陽性者数

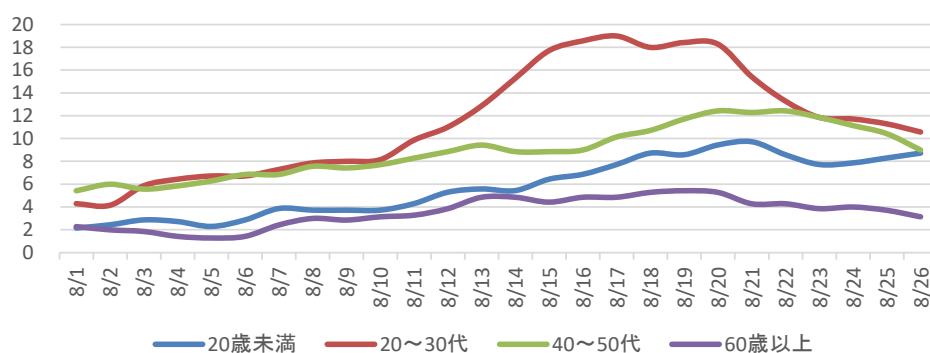


【再掲】

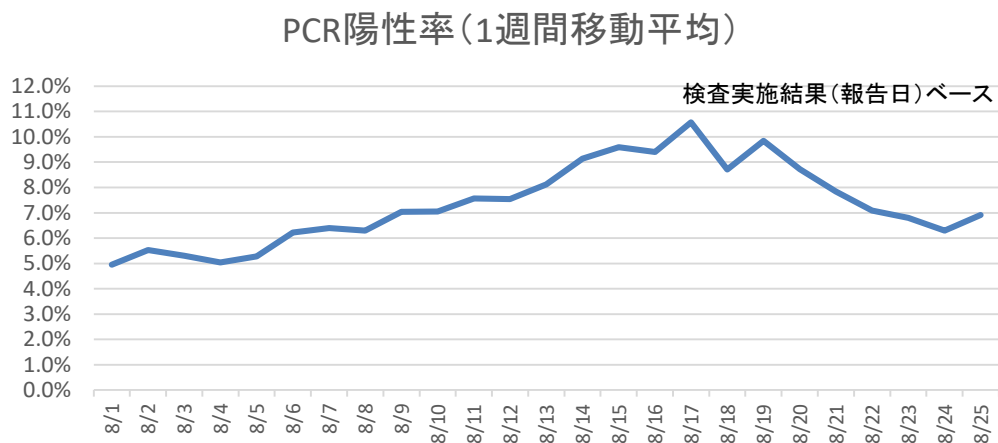


（2）年齢階層別新規陽性者数

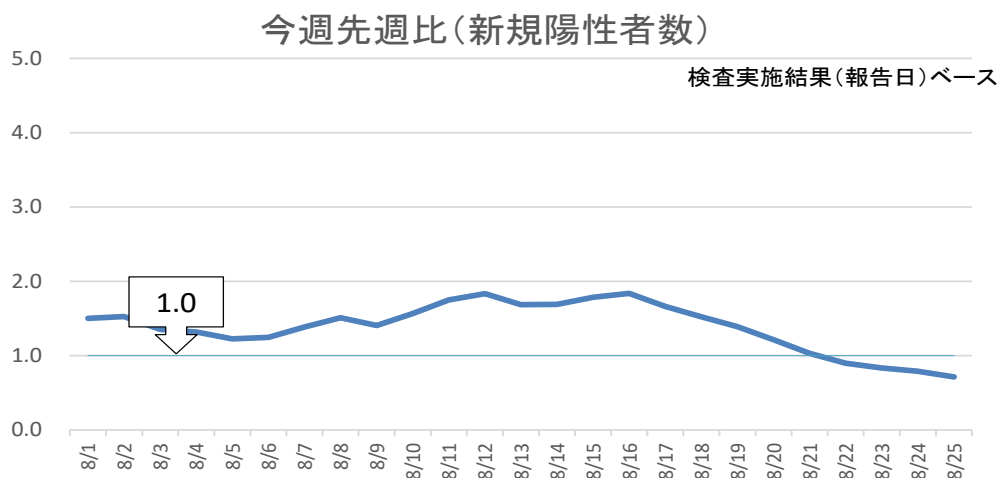
年齢階層別新規陽性者数(1週間移動平均)



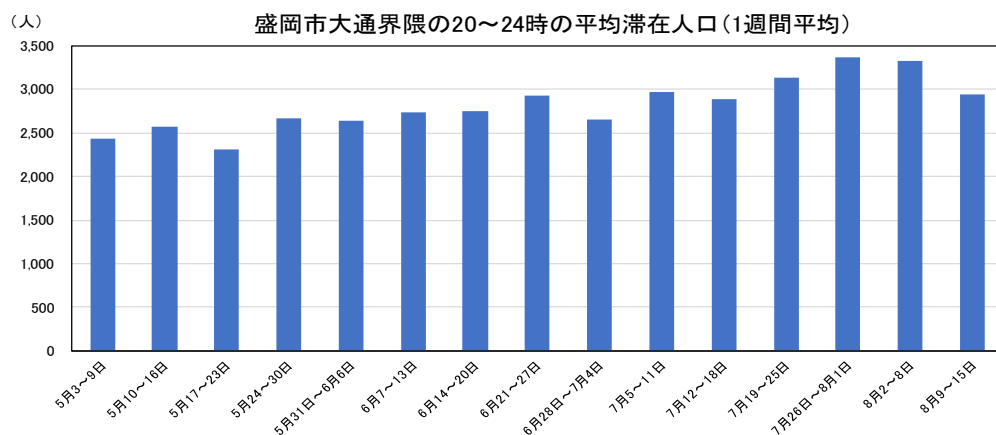
(3) PCR陽性率



(4) 今週先週比(新規陽性者数)



(5) 歓楽街の夜間の人流



【出典及び分析方法】 KDDI Location Analyzer (<https://k-locationanalyzer.com/>)

- ・滞在人口はauスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計した**拡大推計値**である。未成年者・インバウンドは集計対象外。
- ・右の地図で囲んだ範囲(大通繁華街周辺、滞在時間60分以上)を抽出して集計を行った。



4 ステージ判断のための指標

8月26日時点

指 標				岩手県	ステージⅢ の目安指標	ステージⅣ の目安指標
医療提供 体制の 負荷	①医療のひっ 迫具合	入院医療	確保病床の 使用率	59.1% (▲ 12.9) (207/350床)	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	60.9% (▲ 3.2) (207/340人)	40%以下	25%以下
		重症者用 病床	確保病床の 使用率	4.4% (+ 2.2) (2/45床)	20%以上	50%以上
	②療養者数 (対人口10万人)			27.7 人 (▲ 4.3) (実数340人)	20人以上	30人以上
感染の 状況	③PCR陽性率 (直近1週間)			6.9% (▲ 1.8) (220/3180人)	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数 (対人口10万人・直近1週間)			17.9 人 (▲ 7.3) (実数220人)	15人以上	25人以上
	⑤感染経路不明割合 (直近1週間)			35.5% (+ 6.3) (78/220人)	50%以上	50%以上

※ ()は、前週差。また、入院率は療養者数(対人口10万人)が10人以上の場合に適用。

【参考】感染状況のステージ (国分科会提言)

感染状況の ステージ	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
	医療体制に特段の支障がない段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

県内の感染状況について

資料1-3

新規感染患者数等（令和3年8月24日現在）

岩手県新型コロナウイルス感染症対策第39回本部員会議資料
令和3年8月26日
保健福祉部

1 新規感染患者数累計

医療圏別	患者数	割合
盛岡	1,436 人	52.4 %
中部	441 人	16.1 %
胆江	288 人	10.5 %
両磐	167 人	6.1 %
気仙	73 人	2.6 %
釜石	49 人	1.8 %
宮古	186 人	6.8 %
久慈	54 人	2.0 %
二戸	46 人	1.7 %
合計	2,740 人	100.0 %

保健所	患者数	圏域内割合
盛岡市	1,011 人	70.4 %

2 クラスター区分別発生状況（令和2年9月～）

区 分	令和2年9月～ 令和3年3月	令和3年4月～
職 場	6 件	10 件
飲食店	3 件	17 件
地域活動	1 件	0 件
高齢者施設	1 件	2 件
医療施設	2 件	1 件
共同生活	1 件	0 件
会 食	1 件	0 件
地 域	2 件	3 件
地域会合	1 件	0 件
学 校	1 件	5 件
教育・保育施設	0 件	4 件
スポーツ活動	0 件	5 件
会 合	0 件	1 件
店 舗	0 件	1 件
合 計	19 件	49 件

岩手県内のクラスター確認例（令和3年4月～7月）

【令和3年4月～】 ※ 複数圏域にまたがるクラスター（二次感染例含む。）は、起点となった圏域に計上

月	No.	区 分	二 次 保 健 医 療 圏	患 者 等 数	月	No.	区 分	二 次 保 健 医 療 圏	患 者 等 数
4月	20	教育・保育施設1	盛 岡	61	5月	40	飲食店6	盛 岡	5
	21	スポーツ活動1	両 磐	10		41	職場11	盛 岡	9
	22	スポーツ活動2	両 磐	8		42	飲食店7	盛 岡	12
	23	学校2	盛 岡	7		43	飲食店8	盛 岡	6
	24	スポーツ活動3	胆 江	9	6月	44	飲食店9	盛 岡	5
	25	職場7	胆 江	9		45	飲食店10	盛 岡	14
	26	飲食店4	盛 岡	14		46	飲食店11	盛 岡	6
	27	地域3	胆 江	19		47	会合1	盛 岡	6
	28	高齢者施設2	盛 岡	42		48	飲食店12	盛 岡	8
	29	医療施設3	両 磐	5		49	飲食店13	盛 岡	11
5月	30	高齢者施設3	胆 江	80		50	飲食店14	盛 岡	8
	31	学校3	岩手中部	29	7月	51	飲食店15	盛 岡	5
	32	地域4	盛 岡	21		52	飲食店16	岩手中部	32
	33	飲食店5	盛 岡	9		53	学校5	盛 岡	6
	34	教育・保育施設2	両 磐	15		54	地域5	岩手中部	31
	35	教育・保育施設3	岩手中部	27		55	教育・保育施設4	岩手中部	18
	36	職場8	盛 岡	7		56	スポーツ活動4	盛 岡	12
	37	職場9	盛 岡	8		57	職場12	岩手中部	52
	38	学校4	盛 岡	13		58	職場13	二 戸	10
	39	職場10	岩手中部	11		59	職場14	岩手中部	8

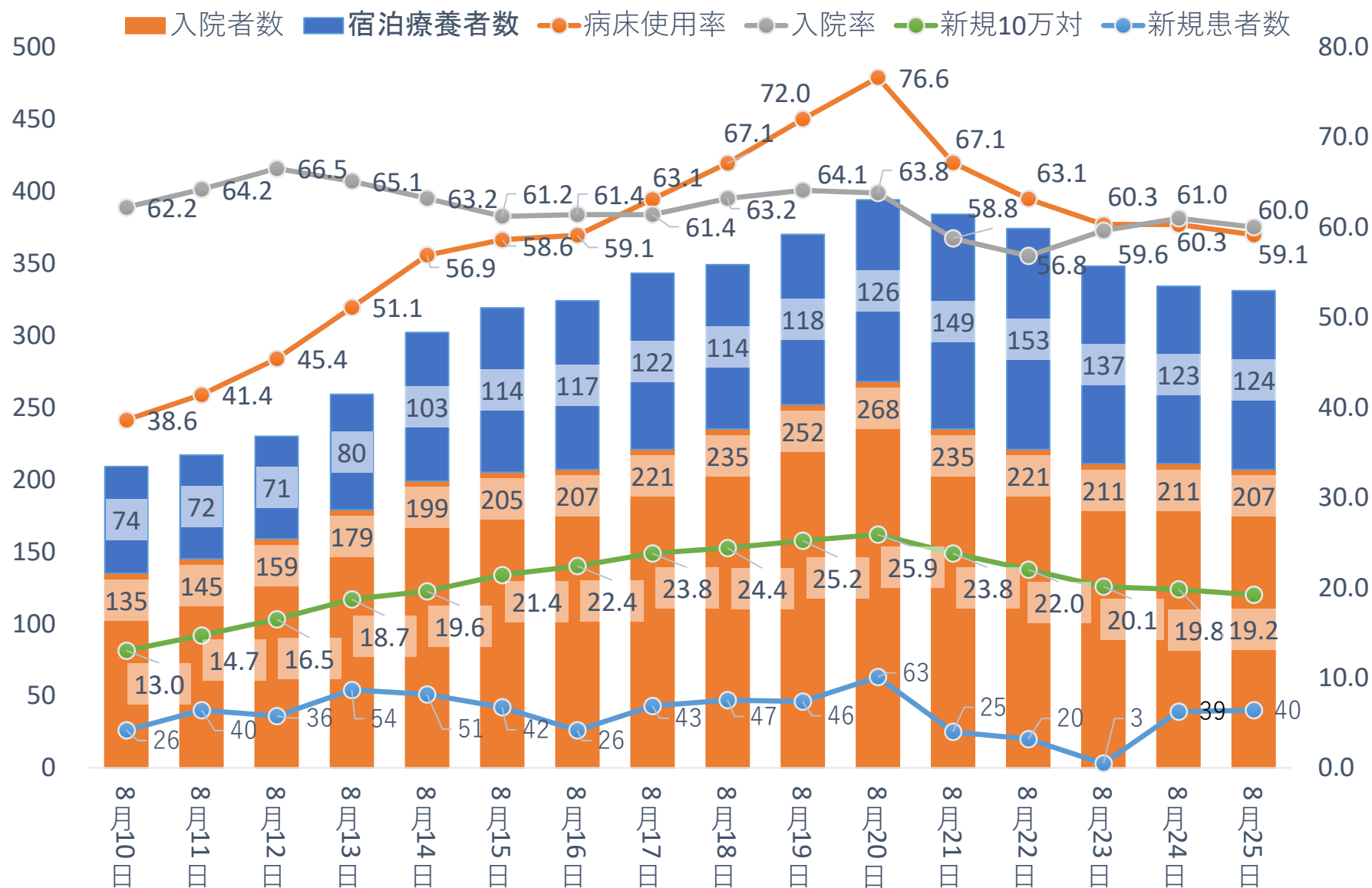
岩手県内のクラスター確認例（令和3年8月24日現在）

【令和3年8月～】 ※ 複数圏域にまたがるクラスター（二次感染例含む。）は、起点となった圏域に計上

月	No.	区 分	二 次 保 健 医 療 圏	患 者 等 数
8月	60	飲食店17	盛 岡	26
	61	店舗1	宮 古	48
	62	職場15	盛 岡	15
	63	飲食店18	胆 江	15
	64	職場16	両 磐	44
	65	飲食店19	胆 江	22
	66	スポーツ活動5	釜 石	19
	67	飲食店20	盛 岡	12
	68	学校5	盛 岡	9

二 次 保 健 医 療 圏	飲食店 クラスター数	うち、盛岡市
盛 岡	14	14
岩 手 中 部	1	
胆 江	2	
両 磐	0	
気 仙	0	
釜 石	0	
宮 古	0	
久 慈	0	
二 戸	0	
計	17	14

各種指標の推移(岩手県・病床使用率等 R3.8.10~25)



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 3 年 8 月 25 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月 20 日、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県については、同月 27 日）から 9 月 12 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 3 年 8 月 25 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 8 月 27 日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 12 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・石川県については、令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 12 日までとする。
- ・福島県及び熊本県については、令和 3 年 8 月 8 日から 9 月 12 日までとする。
- ・富山県、山梨県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 12 日までとする。
- ・高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県については、令和 3 年 8 月 27 日から 9 月 12 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

(改訂) 令和 3 年 8 月 26 日

令和 3 年 8 月 12 日

岩手県新型コロナウイルス

感染症対策本部

期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

区域

岩手県全域

重点対策区域 盛岡市全域（8 月 30 日（月）から 9 月 12 日（日）まで※）

※ 期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで

1 県民の皆様へのお願い

（1）外出の自粛等

- ・ 不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などを自粛すること。
- ・ 夜 8 時以降、営業時間短縮要請がなされている重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店等
に出入りしないこと。

※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務
や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食、法事や墓参り
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒

（２）基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後２週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も２週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

２ 事業所・飲食店・学校へのお願い

（１）事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策を徹底すること。

(2) 飲食店等

- ・ 飲食店等は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

重点対策区域への要請

【営業時間の短縮】

- ・ 重点対策区域の飲食店等は営業時間を短縮（営業時間は午前5時から午後8時まで）とすること。

対 象 区 域：重点対策区域（盛岡市全域）

期 間：令和3年8月30日（月）から9月12日（日）まで

（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）

対象事業者：食品衛生法52条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗（対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）[別表参照]

※ 営業時間短縮要請に御協力いただいた事業者には、協力金を支給

【カラオケ設備の利用】

- ・ 重点対策区域の飲食店（カラオケボックスを除く）等は終日、カラオケ設備の利用を行わないこと。

【酒類の提供】

- ・ 重点対策区域のカラオケボックスは終日、酒類の提供（酒類の持ち込みを含む）を行わないこと。

(3) 学校

(県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動は、県外の学校との練習試合に加え、県内の学校同士の練習試合も禁止とし、活動は校内で2時間以内とすること。
- ・ 文化祭等の学校行事は、校内限りとすること。
- ・ 重点対策区域の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討すること。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。

3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。

5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保

別表

食品衛生法 52 条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗（以下の店舗を除く）

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 従業員食堂や給食施設など、学校、病院、社会福祉施設、事業所その他の施設で、特定の関係者向けに飲食を提供する場合

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

(改訂)令和3年8月26日

岩手県

岩手緊急事態宣言

期 間

令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまで。

区 域

岩手県全域

【重点対策区域】

盛岡市全域（令和3年8月30日～9月12日※）

※ 期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで

県民の皆様へのお願い

外出の自粛等

不要不急の**外出の自粛**をお願いします。
都道府県をまたぐ不要不急の**帰省や旅行などの自粛**をお願いします。

家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さない



同居家族以外との
BBQや会食



路上・公園など
での集団飲酒



同級会や同窓会

出張先・研修先
での会食



県民の皆様へのお願い

飲食店や店舗の利用

夜 8 時以降、営業時間短縮要請がなされている **重点
対策区域（盛岡市全域）の飲食店等** に出入りしないで
ください。

営業時間の短縮

重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店等は営業時間の短縮（営業時間は午前5時から午後8時まで）をお願いします。

期 間：令和3年 **8月30日から9月12日まで**

（期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで）

要請対象：食品衛生法52条に基づく **飲食店営業許可又は
喫茶店営業許可を受けた店舗**

（対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の
食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）

〔※ 時短要請に御協力いただいた事業者には、**協力金**
を支給します。〕

カラオケ設備の利用

重点対策区域（盛岡市全域）の飲食店（カラオケボックスを除く）等は終日、カラオケ設備を利用しないようお願いします。

酒類の提供

重点対策区域（盛岡市全域）のカラオケボックスは終日、酒類の提供（酒類の持ち込みを含む）を行わないようお願いします。

飲食店・事業所へのお願い

飲食店

「いわて飲食店安心認証」取得に取り組みましょう。

事業所

テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議により、**人との接触を低減**してください。

休憩室、更衣室、喫煙室、食堂などでの感染例が増えています。**職場内の感染対策の徹底**をお願いします。

学校へのお願い

学校

校外で行う活動（修学旅行、遠足など）については、外部との接触がある**活動内容を見直し、適切な感染防止策**を徹底してください。

部活動は、県外の学校との練習試合に加え、**県内の学校同士の練習試合も禁止**とし、活動は**校内で2時間以内**としてください。

文化祭等の**学校行事**は、**校内限り**としてください。

重点対策区域内の学校及び重点対策区域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、**時差通学等の対応**を検討してください。

医療機関へのお願い

医療機関

症状がある方へ**積極的な検査**の実施をお願いします。

岩手県の対策

岩手県の対策

いわて旅応援プロジェクトの停止

新規予約を8月13日から、割引を8月15日から停止。

いわての食応援プロジェクトの停止

食事券の販売を8月14日までに停止。

事業者への支援

地域企業経営支援金の上限額を10万円引上げ。（最大40万円）
営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等へ協力金を支給。

県主催イベントの原則中止・規模見直し等 県施設の原則休館・利用制限等

イベントや施設情報については県HP等でご確認ください。

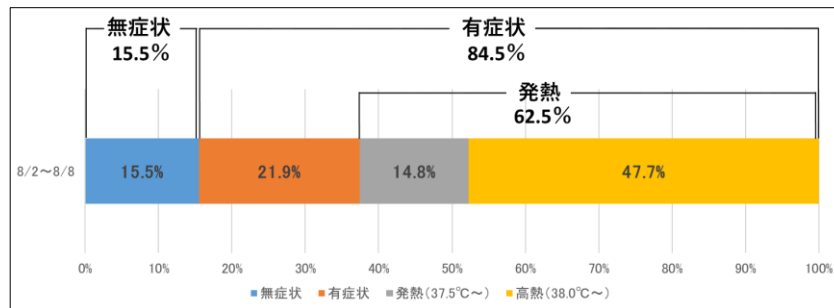
医療提供体制の確保

患者全員にCT・検査を実施し、入院治療又は宿泊施設で療養。
宿泊療養施設の追加稼働。

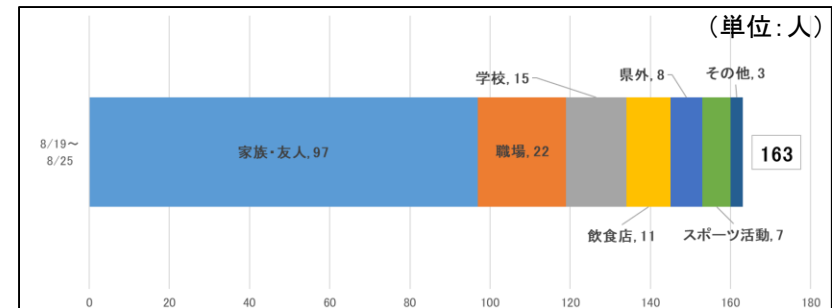
デルタ株の特徴

岩手県内の状況

- ・県内においても**デルタ株**への置き換わりが進んでいます。
- ・県内の感染例では、**約85%が有症状**であり、**約50%が38.0℃以上の高熱**を発症しています。
- ・感染経路は、**家庭や職場、学校で感染が拡大**しています。
- ・従来株と比べて感染力が強く、少しの接触でも感染のリスクがあるデルタ株のこれ以上の感染拡大を防ぐためにも、**日常生活で、より慎重な行動**を心がけましょう。



【感染患者の多くが有症状】



【家庭や職場、学校などでの二次感染が増加】

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金のご案内

営業時間短縮要請の概要

対象地域

盛岡市全域

対象店舗

食品衛生法第52条に基づく**飲食店**又は**喫茶店**の営業許可を受けた店舗
(対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イー
ンスペースを有するスーパー・コンビニ等)

期間

令和3年8月30日(月)～9月12日(日)

(期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで)

協力金の支給要件

- 上記の**対象店舗**であること(令和3年8月29日以前から営業していること)。
- **要請期間中の全ての日**において、**20時までの営業時間短縮要請**にご協力をいただいていること。
ただし、準備期間を要する場合は、遅くとも**令和3年9月1日(水)**までには開始してください(協力金の支給は、期間中の要請にご協力いただいた日数分となります)。
※ 通常20時までに営業を終了している店舗は対象外です。
※ 通常20時以降も営業していた店舗が、期間中、営業時間短縮要請を受け、終日休業された場合も対象になります。
※ 令和3年8月30日以降に**時短営業等を実施していることを示すチラシ**を、店舗外側等の見やすい場所に掲示の上、**写真等で記録**に残してください。
※ 県では、要請期間中、**時短営業の実施状況**について**見回り**を行いますので、御協力をお願いします。
- 業種ごとの**感染拡大予防ガイドラインの遵守**を徹底していること。
- 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)に規定する**暴力団員等ではない**こと。

協力金の支給額

【**中小企業等**】 ※前年度又は前々年度の売上高

1日の売上高(※)	約8.3万円以下	約8.3万円超～25万円	25万円超
協力金の支給額	2.5万円/日	売上高の3割/日	7.5万円/日

【**大企業等**】 1日当たりの売上高減少額の40%(1日当たり「上限20万円」又は「売上高×0.3」のいずれか低い額)

協力金の申請について

【**申請期間**】 令和3年9月13日(月)～10月31日(日)

※**早期申請の受付について**

要請期間の終了前に、**中小事業者**の方には協力金の一部を早期給付します。

【**早期給付額**】 2.5万円(1日当たりの下限額)×7日分=17万5千円

【**早期申請受付期間**】 令和3年8月30日(月)～9月10日(金)

※詳細は次のURLをご覧ください(郵送、電子申請で受付)。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1046412.html>



【お問合せ先】

岩手県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター(※令和3年8月27日(金)開設)

TEL: 019-629-6918

受付時間: 平日午前9時から午後5時まで(8/28(土), 29(日), 9/4(土), 5(日)は開設)

異物が混入されたモデルナワクチンの県内への影響について

【要旨】

異物混入が確認され、使用中止となった武田／モデルナ社製ワクチンの本県での使用状況等は以下のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、8月28日（土）、29日（日）に実施する県の集団接種は、確保済みのワクチンを使用し、県央・県南の両会場ともに予定どおり実施します。

1 使用中止対象ロット

武田／モデルナ社製ワクチン

製造ロット番号「3004667」「3004734」「3004956（本県該当）」

※厚生労働省では、全国 863 か所の接種会場に配送されているとしている。

2 県内で使用中止となったモデルナワクチンの使用状況

実施主体	納品バイアル数	回数換算	使用状況
岩手県 (集団接種)	360 バイアル	3,600 回分	未使用
一関市 (集団接種)	290 バイアル	2,900 回分	未使用
紫波町 (集団接種)	550 バイアル	5,500 回分	・8/21、8/22 に 1,731 人に接種（※） ・3,700 回分については未使用。
職域接種の 実施団体 (非公表)	140 バイアル	1,400 回分	8/17、8/18、8/24、8/25 に 746 人に 接種（※）
計	1,340 バイアル	13,400 回分	県内では 2,477 人に接種

※ワクチンの分注に当たり、異物の混入等は確認されておらず、また、現時点で健康被害等の報告はない。

3 今後の集団接種予定

実施主体	集団接種の予定
岩手県	8月28日（土）、29日（日）の集団接種は予定どおり実施。 県央会場：岩手産業文化センター（アピオ） 県南会場：花巻市交流会館 （※9月4日（土）以降の集団接種は、別途お知らせします。）
一関市	8月26日（木）以降の集団接種は、現時点では、予定どおり実施予定。 会場名：一関市総合体育館
紫波町	8月26日（木）以降の集団接種は、現時点では、予定どおり実施予定。 会場名：サン・ビレッジ紫波（紫波町集団接種会場）

【担当】医療政策室 室長：佐々木（5475）、ワクチン接種担当課長：岩館（5472）

オンラインでの指導による学びの継続について

1 概要

県教育委員会では、全県立学校での無線 LAN 環境の整備や、全生徒への Microsoft アカウントの配付など、授業での ICT 活用を進めており、生徒等の感染が確認され臨時休業等になった際にも、保護者の理解を得ながら、オンラインでの指導により学びが継続されるよう、県立高校に対し、令和 3 年 8 月 25 日付け文書にて通知したこと。

2 主な通知内容

(1) 県教育委員会としてのオンライン指導に対する考え

- ・ 現在は非常時であり、生徒の学びを保障するという学校教育の最も基本的な部分を守るため、前例等にとらわれずに柔軟に対応する。
- ・ 各学校での感染が確認され、臨時休業や分散登校等となった場合でも、オンラインでの指導や課題の送受信により、生徒の学びを継続させる。
- ・ 生徒が使用する端末は、原則として個人所有の端末（スマートフォン含む）とし、使用できる端末がない生徒に対しては、各学校に配備済み端末を貸し出す。
- ・ オンライン指導の準備は、生徒の端末を学校 Wi-Fi に接続させて行う。
- ・ オンラインによる指導について、可能な範囲からオンラインによる指導を開始する。

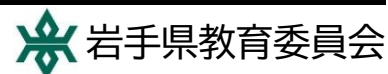
(2) 各学校において取り組むこと

- ・ オンラインによる教育活動には保護者の理解が不可欠であることから、オンラインでの指導について保護者に周知（別添参照）する。
- ・ 全ての学級がオンラインでの指導を実施できる体制となっていることを確認する。

(3) 各学校の取組に対する県教育委員会の支援

- ・ 授業での Teams 利用に関するマニュアル動画の提供
- ・ 各学校のサポートのための県教委指導主事の派遣
- ・ 民間業者への委託による G I G A スクールサポーターの活用

県立高校のオンライン指導について(お願い)



県立高校の保護者の皆さまへ

日頃から本県の教育活動に御理解、御協力をいただいていますことに、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新学期における感染防止の徹底を図っておりますが、学校での感染も懸念される状況となっています。

県教育委員会としては、全県立高校の普通教室への無線LAN整備、全生徒への Microsoft アカウントの配付など、授業におけるICT活用を進めており、学校での感染が確認され、臨時休業等となった際にもオンラインでの指導等を行うことができる体制を整えているところです。

つきましては、各学校が行うオンラインでの指導等につきまして御理解、御協力をお願いいたします。

県教育委員会の姿勢

- 現在は非常時であり、生徒の学びを保障するという学校教育の最も基本とする部分を守るため、これまでの前例等にとらわれずに柔軟に対応してまいります。
- 各学校で感染者が確認され臨時休業や分散登校等となった場合でも、オンラインでの指導や課題の送受信により、生徒の学びを継続できるように努めてまいります。
(自宅にオンライン環境が整っていない生徒については、個別登校等により対応します。)
- 日常的な授業等での利用に努め、オンラインでの指導の準備を進めてまいります。

各家庭へのお願い

- 普段の授業や臨時休業中のオンライン指導等で、生徒が所有するスマートフォンやタブレット等の端末を利用することに御理解をお願いします。
- スマートフォン等を所持していない場合は、学校から端末を貸し出しますので、自宅持ち帰りの際は、保管等について御協力をお願いします。
- オンラインでの指導は「Microsoft Teams」を使って行いますので、アプリを生徒の端末にインストールすることについて御理解をお願いします。
- 学校の授業では通信料は発生しませんが、自宅等での利用時の通信料について御理解をお願いします。